

R8.7.10 議会運営委員会

上田委員長	ただいまから、議会運営委員会を開く。 本日は、意見書案等の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
1. 議案の追加提出について	
上田委員長	初めに、議案の追加提出についてである。 総務部長、説明を願う。 (永渕総務部長、説明) ・第11号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案
上田委員長	何か質問はないか。 (なし)
2. 意見書案等の協議結果について	
上田委員長	次に、意見書案等の協議結果についてである。 1 ページの資料 1、意見書案等協議結果一覧表を御覧いただきたい。 意見書案は、2 番、5 番、及び11番が原案のとおり、7 番が文言修正の上、全会一致で意見書議案として提出される。 また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、3 番、4 番、6 番及び8 番が会派から意見書議案として提出される。 次に、決議案は、委員会の審査の中で提案された 1 番の決議案が、会派から決議議案として提出される。 (了承)
3. 議事手続について	
(1) 委員会に付託してあった議案	
上田委員長	次に、議事手続についてである。 まず、2 ページの資料 2、委員会に付託してあった知事提出議案12件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。 採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。 (了承)
上田委員長	なお、3 ページの資料 3にあるとおり、会派から「第 1 号令和 8 年度高知県一般会計補正予算に対する修正動議」が提出されており、この修正案についても議場に配布しておくので、御了承願う。 (了承)
上田委員長	修正案が提出された第 1 号議案については、まず修正案を採決し、修正案が可決された場合は、次に修正部分を除く原案を採決することとなる。

	修正案が否決された場合は、次に原案を採決することになるので、念のため申し添える。
	ア 修正案
上田委員長	次に、先ほどの議発第2号「第1号令和8年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」についてである。 この修正案については、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めることでいかがか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 なお、その発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
	イ 委員長報告並びに修正案に対する質疑
上田委員長	次に、委員長報告並びに修正案に対する質疑についてである。 委員長報告に対する質疑については、慣例のとおり省略することで、いかがか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 次に、修正案に対する質疑も省略することで、いかがか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
	ウ 討論
上田委員長	次に、議案及び修正案についての討論は、いかがでしょうか。
今城委員	自民党は、反対討論をする。
上田委員長	それでは、修正案について討論を行うこととし、発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

上田委員長	次に、追加提出議案についてである。 先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案 1 件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
上田委員長	イ～エ 質疑・委員会付託・討論 この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
(3) 人口減少対策調査特別委員長の中間報告	
上田委員長	次に、人口減少対策調査特別委員長の中間報告についてである。 委員長から、付託中の調査事件について中間報告を行いたいとの申し出があったので、本会議において議長が許可することとし、知事からの追加提出議案を採決の後、委員長報告を行うということで御異議ないか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
(4) 議員定数問題等調査特別委員会報告の件	
上田委員長	次に、議員定数問題等調査特別委員会報告の件についてである。 議員定数問題等調査特別委員会では、先日、開催された委員会で付託事件の調査検討を終了し、本日、その委員会報告書が提出され、委員長報告が行われる。 この委員会報告の議事手続については、人口減少対策調査特別委員長の中間報告の後、日程に上げ議題とし、委員長報告を行うということで、いかがか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
上田委員長	ア 質疑 次に、委員長報告に対する質疑は、省略することでいかがか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。

	イ 討論
上田委員長	次に、討論はいかがでしょうか。
今城議員	自民党は、反対討論をする。
坂本副委員長	県民の会は、賛成討論をする。
上田委員長	それでは、討論を行うこととし、発言時間はそれぞれ 10 分以内、その順序については先例のとおりということで、御異議ないか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 次に、14 ページの資料 4、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案についてである。 これについては、この案に賛成する委員の連名で本会議に提出されることとなっている。 この条例議案の議事手続については、特別委員会報告の件を採決し、報告書が承認された場合は、日程に追加して議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで行うか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
	(5)議員派遣議案
上田委員長	次に、19 ページの資料 5、議員派遣議案についてである。 パラグアイ県人会創立 50 周年及び日本人移住 90 周年記念等訪問及び女性議員研究交流大会への派遣に関する議案については、本日の会議に提出することとした。 この議案の議事手続については、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決すること、御異議ないか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
	(6)意見書議案
上田委員長	次に、21 ページの資料 6、意見書議案についてである。 21 ページの議発第 4 号「軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書」議案から 28 ページの議発第 7 号「中東情勢を踏まえた地域産業及び国民生活への緊急措置を求める意見書」議案までの計 4 件については、全会一致で提出されるものである、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決すること、御異議ないか。

R8. 7. 10 議会運営委員会

	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 次に、31ページの議発第8号「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
寺内委員	公明党は、賛成討論をする。
上田委員長	討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 次に、34ページの議発第9号「衆議院議員定数の維持を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
細木委員	日本共産党は、討論を行う。
上田委員長	討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 次に、36ページの議発第10号「全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
細木委員	日本共産党は、討論を行う。
上田委員長	討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 次に、39ページの議発第11号「奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
細木委員	日本共産党は、討論を行う。
上田委員長	討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。

	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
(7) 決議議案	
上田委員長	次に、42 ページの資料 7、決議議案についてである。 議発第 12 号「令和 8 年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事業に関する 附帯決議」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
坂本副委員長	県民の会、提出説明を行う。
今城委員	自民党、反対討論を行う。
上田委員長	提出者の説明・討論を行うとのことであるため、発言時間はそれぞれ 10 分以内と し、質疑、委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
4. 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙について	
上田委員長	次に、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙についてである。 この件については、7 月 3 日の議運で、選挙の方法は指名推選で行い、自由民主 党から後任の議員を選任することとしていた。 自由民主党から槇尾絢子議員を推薦したいとの届出があったので、後任の議員に ついては、本日の本会議において、決議議案を採決の後、議長の指名推選により槇 尾絢子議員を選出することで、御異議ないか。
	(異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 以上、ここまでの議事手続についてである。 ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。
	(事務局、議事日程表を配布)
上田委員長	それでは、事務局に説明させる。
	(飯田議事課長、説明)
上田委員長	この順序で議事運営が行われ、休憩は議長の判断で 10 分程度取ることで、御了承 願う。

5. 9 月定例会の開催時期について

上田委員長 次に、45ページの資料8、9月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
9月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りすることではいかがか。

(異議なし)

上田委員長 それでは、さよう決する。

6. 継続審査調査の申出について

上田委員長 次に、46ページの資料9、継続審査調査の申出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

上田委員長 それでは、さよう決する。

7. その他

(1) 防災訓練の実施

上田委員長 次に、その他である。
まず、47ページ、資料10、防災訓練の実施についてである。
このことについて、事務局に説明させる。

田中総務課長 本年度の防災訓練についての事前のお知らせである。
県議会では、南海トラフ地震等発生時に速やかな対応を図るため、1に記載の活動指針において、定期的に防災訓練を行うこととしている。
議員にも御参加いただいたの訓練は、直近では、令和6年度に本会議中の大規模地震発生を想定した訓練を実施している。
そこで、本年度は2のとおり、あくまで予定であるが、9月定例会閉会日の13時10分から、議員の皆様及び事務局職員を参加者として、4(2)のとおり、常任委員会中の大規模地震発生を想定した訓練を実施したいと考えている。
議員の皆様には、訓練が近づいたら改めて御案内させていただくので、御多用な中と存ずるが、御参加をお願いする。
説明は以上である。

上田委員長 何か質問はないか。

(なし)

上田委員長 それでは、事務局説明のとおりで御了承願う。

(了承)

(2) 議会棟における議場椅子等の更新

R8. 7. 10 議会運営委員会

上田委員長	次に、48ページ、資料11、議会棟における議場椅子等の更新についてである。 このことについて、事務局に報告させる。
田中総務課長	議場の椅子及びカーペットについては、経年劣化している状況を踏まえ、本年度、更新することとしている。 1の導入予定の椅子及びカーペットは、本年3月24日の議運で報告した椅子の仕様やカーペットの種類を記載しているものである。 次に2の色・素材についてである。 これについて、このたび、各派代表者会において、椅子及びカーペットの色、素材について御協議、御決定いただいたので、その内容を御報告させていただく。次のページ、49ページである。こちらの更新した後の議場全体の印象をつかんでいただくためのイメージ図で御報告させていただく。 まず、床のカーペットである。議場などフォーマルな場所で伝統的に使われてきており、また、国会や他県などでも事例がある重厚で落ち着いた雰囲気の色とし、椅子については、背面と肘を乗せる部分の天然木の色味を机の色と合わせて焦げ茶色としている。一方で椅子の座面の生地は全体が重すぎる印象にならないようベージュ系統の生地としている。 また、執行部席も、議場の一体感の観点から、議員席と同じ色に更新することとしている。 最後に、今後のスケジュールであるが、この後、椅子の試作品の製作に取りかかり、8月下旬頃を予定しているが、試作品で御確認いただき、本製作に着手、来年1月から取付け等の工事を始めて、2月定例会開始前に完了するよう進めていく予定である。 報告は以上である。よろしく願います。
上田委員長	何か質問はないか。
	(なし)
上田委員長	それでは、事務局説明のとおりで御了承願う。
	(了承)

(3) 端末の更新

上田委員長	次に、50ページ、資料12、端末の更新についてである。 このことについて、事務局に説明させる。
飯田議事課長	50ページ、資料12を御覧いただきたい。 先日議員の皆様にご回答いただいた議会事務局配布端末の更新に関するアンケート結果報告及び更新予定の端末調達に関する方針について御報告する。 まず、アンケートの概要については、本会議、委員会等のペーパーレス化を進めるために導入した端末について、令和9年4月の改選期に更新を予定しており、その改選後に利用する端末の調達に向けて意識調査として実施したものである。36名全員にご回答いただいた。 次に、51ページ、アンケートの結果である。

質問 1 では、改選後の更新時に配布を希望する端末についてお聞きした。

i Pad を希望する方が 18 人と最も多く、次いで 2 in 1 の P C を希望する方が 11 人に上るなどの結果となった。

次に、52 ページであるが、質問 2、3 では、タブレットの利用状況についてお伺いをした。議会棟の Wi-Fi を利用して、本会議、委員会のみで端末を利用する方が多い一方、モバイル回線も利用して、自宅や出先での資料閲覧等を行っている方もいらっしやった。

53 ページでは、質問 4 として、現在御自宅で Wi-Fi を利用できる環境下にあるかお聞きした。その結果、現在、自宅で Wi-Fi を利用できる方が 30 人と多い一方、利用できない方もいらっしやることが分かった。

次の 54 ページの質問 5 では、改選後に利用する端末について、Wi-Fi のみを利用可能な端末を選定した場合、端末利用において支障があるかお聞きした。その結果、支障がないと答えた方は 29 人、支障があると答えた方は 7 人であった。

次の 55 ページの質問 6 では、その支障の有無に関する理由についてお聞きした。支障がないと答えた方は、「議会棟以外で利用がない」「自宅に Wi-Fi を利用できる環境がある」などの理由であった。一方で、支障があると答えた方は、「出先での利用がある」との理由であった。

質問 7 では、当アンケートへの御意見についてもお聞きした。

その中では、「タブレットになり、とても使いやすく、重宝している」といった御意見の一方、「現在の i Pad は重いし、使いづらい」といったことなどの御意見をいただいた。

以上が、アンケートの結果報告となる。

続いて、次の 56 ページをご覧ください。更新予定の端末調達に関する方針である。1 点目として、当アンケートの回答結果を参考として、今後 i Pad の調達を軸に検討を行い、現端末と同等以上の機能を有している端末を選定し、更新を行っていきたいと考えている。2 点目としては、自宅や出先での利用に支障がある対象者もいるため、従来どおりのモバイル回線を含めた端末の調達を行うなど、自宅や出先でもインターネットを利用できる環境を維持した上での調達を行ってまいりたいと考えている。

説明は以上である。

上田委員長

何か質問はないか。

(なし)

上田委員長

それでは、事務局説明のとおりで御了承願う。

(了承)

(4) その他

上田委員長

次にその他として、執行部説明員の欠席についてである。

知事から、大原商工労働部長が身内の御不幸のため本日の本会議を欠席するとの届出があったので、御了承願う。

(了承)

R8.7.10 議会運営委員会

上田委員長

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

上田委員長

それでは、協議事項は以上である。

本日の本会議の開会時刻は、午前 10 時でよろしいか。

(異議なし)

上田委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前 10 時をめぐとする。

以上で、議会運営委員会を終わる。